

国立大学法人京都大学契約事務取扱規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>第7章 契約の締結 (契約書の記載事項)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第7章 契約の締結 (契約書の記載事項等)</p> <p>第42条 (同 左)</p> <p>(1)～(8) (同 左)</p> <p><u>2 不動産の売り払いを除く収入の原因となる契約及び契約金額が500万円未満の支出の原因となる契約については、経理責任者は、別に定めのあるものを除き、代理であることを明記して契約を締結するものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成29年2月10日から施行する。ただし、この規則の施行の際現に契約の手続きを開始している契約については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>